

知らなかったではモッタイナイ！
EPA活用に向けた基礎ステップ
を学ぶワークショップ

(海外現地法人の方向け/日本語)

後援：日本貿易振興機構（ジェトロ）



EPA(経済連携協定)による関税削減は、海外事業拡大戦略の重要なツールです。日本から輸入する製品に対してEPAを適用する場合、現地でのどのような準備すればよいか、輸入者・輸出者それぞれで実施すべき基礎ステップを実務ベースで解説いたします。

原産地証明制度を正しく理解し、EPAを活用しましょう！

■ **開催方法** インターネット形式 Zoom利用（日本より開催）

■ **参加費用** 無料（定員：各回100名、1社につき5名様まで）

■ **開催日程**

● ~~第1回：2021年9月14日（火）—日本時間 15:00—16:30~~
—(アセアン、オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国、インド、モンゴルを対象)—
※終了しました

● ~~第2回：2021年10月20日（水）—日本時間 17:00—18:30~~
—(EU、イギリス、スイスを対象)—
※終了しました

● ~~第3回：2021年12月15日（水）—日本時間 8:00—9:30~~
—(アメリカ、カナダ、チリ、メキシコ、ペルーを対象)—
※終了しました

● **第4回：2022年2月9日（水）日本時間 15:00 – 17:30（予定）**
（アセアン、オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国、インド、モンゴル対象）
※第4回目は、RCEP発効に伴い、講義時間を拡大し、経済産業省通商政策局によるRCEPの原産地規則の解説も実施致します！

※日本からの開催となるため、時差を考慮し各回で対象とする地域を分けておりますが、内容はいずれの回も同一のものとなります。日本が締結する全ての経済連携協定に共通する内容、及び一般的な協定内容の解釈や手続きについて解説することを目的としており、各国又は地域の独自規則の解説を含むものではありませんこと、ご注意ください。

ワークショップ概要

第4回 プログラム

■ 第一部 (約90分)

～知らなかったではモッタイナイ！

EPA活用に向けた基礎ステップを学ぶワークショップ～

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. EPAを利用して輸入するとは | 3. 輸出側の対応事項 |
| 2. 輸入者として対応すべき事項 | 4. 応用編 |

■ 第二部 (約45分)

RCEPの原産地規則について (経済産業省 通商政策局 経済連携課による説明)

* 第一部と第二部の間に10分程度休憩を挟みます

- ✓ EPAの初心者で、まず何から手をつければいいのか分からず困っている方を
主に対象とした**実践型のワークショップ**
- ✓ 輸入者から輸出者に伝達すべき事項 (例: HSコード・関税率等) について
実際に手を動かしながら進める演習方式
- ✓ 疑問点はQ&Aにて**講師に随時質問可能**



第4回のみ、時間を拡大
し二部構成となります！
(第一部は、第1回～
第3回と同内容です)

お申し込み方法

EPA相談デスクの「ワークショップ」のページ下部の申し込みフォームよりお申し込みください。
アクセスはこちら➡ <https://epa-info.go.jp/workshop/>

* 定員は各回100名となります。先着順とさせていただきます。

■ お問い合わせ先

EPA相談デスク 問合せ先メールアドレス : epa-desk@epa-info.go.jp

* 件名に、ワークショップ「準備編」に関する問合せと明記ください

EPA相談デスク

当事業は、経済連携協定(EPA)の正しい活用方法を日本企業に提供し、輸出の拡大を促進を目的とした、EPAに基づく原産地証明制度などに関する企業支援事業です。

東京共同会計事務所が、経済産業省による「令和3年度重要技術管理体制強化事業(原産地証明関連対策事業)」の委託を受けて運営しております。

■ お問い合わせ先

<https://epa-info.go.jp/form/epa-desk@epa-info.go.jp>